

- 現行制度においては、認可保育所の最低定員を原則60人以上とした上で、一定の要件を見たす場合に20人まで定員を引き下げることが可能としているが、
- ・ 定員60人以上の保育所の設置は、相当の初期投資費用を必要し、機動的な設置が難しいこと
 - ・ 卒園後の就学などを含め子どもが地域で育っていくことや、サービス利用形態からも、日常生活圏域に密着したサービスであることが求められていること
 - ・ 小規模で家庭に近い環境の中で保育が行われる形態として家庭的保育事業があるが、同事業は、家庭的保育者と補助者が、5人までの乳幼児を保育することを念頭においていること等を踏まえ、定員規模の要件のあり方、小規模なサービス形態をどう考えるか。

○ 一人ひとりの子どものニーズなどに応えるためには、人員配置(小集団化など)や専門職の配置などの保育所職員の配置基準は、どのようにあるべきか。(第13回(10/6)の検討の視点)

- 保育従事者の保育士資格要件について、家庭における子育てとは異なり、他人の子どもを責任をもって預かり、集団的に養護・教育するという保育の特性(例えば4歳以上児の配置は30:1)や、親支援や障害のある子どもの受入れなど保育所の役割の深化・多様化も踏まえ、どう考えるか。
- 認可外保育施設において、現に保育に従事している者の約4割は保育士資格を有していない現状を踏まえ、業務に従事しながらの資格取得を含め、従事者の質の向上をどのように図っていくべきか。

○ 認可外保育施設の質の向上に対する支援を強化し、必要な基準を満たすサービスへ移行を進めるとともに、基準を満たすサービスの量の拡充を進めたとしてもなお、給付対象となるサービスのみでは、需要を満たし得ない地域が生じる場合、公平性の観点及びサービスの質の確保の両面から、どう考えるか。